

岡山県森林審議会議事録

1 開催年月日 令和6年11月27日(水) 10:00～11:05

2 開催場所 ピュアリティまきび 2階 会議室「千鳥(210)」

3 出席者 (出席した委員)

池	本	茂	豊
小	野	泰	弘
河	野	慶	治
田	中	信	行
千	葉	喬	三
三	木	敬	臣
三	木	直	子
諸	泉	利	嗣
山	崎	準	
山	名	千	代

(五十音順)

13名中10名出席2名空席

(事務局)

農林水産部 林政課

林政課長	掛	屋	晶	則
総括参事	大	西	俊	和
副参事	荒	木	彰	宏
主任	小	林	大	樹
技師	木	戸	浩	介
治山課長	三	宅	美	裕
総括参事	難	波	武	博
副参事	増	田	幸	介

治山課

4 欠席した委員 山崎親男

事務局 定刻がまいりましたので、ただいまから岡山県森林審議会を開催させて
(大西総括参事) いただきます。

開会にあたりまして、農林水産部林政課 掛屋課長が御挨拶を申し上げます。

県 (掛屋課長挨拶)

事務局 本日の審議会に御出席いただいております委員の皆様のうち、新たに
(大西総括参事) 御就任いただいた委員の方を御紹介させていただきます。

岡山森林管理署署長の山崎委員でございます。

また、本日添付しております出席者名簿で空席となっております市町村の代表者のもうお一方につきましては、選挙日程等の都合により、今回は空席となっておりますが、現在、新たな委員の推薦を市長会に依頼しているところでございます。

また、森林・林業・木材産業関係の委員につきましては、岡山県女性林研連絡協議会の活動が休止されたことから辞任の提出があり空席となっておりますが、現在、新たな委員の選任を進めているところでございます。

なお、鏡野町長の山崎委員におかれましては、所用により、本日、御欠席されております。

(事務局職員の紹介)

次に、本日の委員定足数について、御報告させていただきます。

委員定数13名のうち10名の皆様の御出席をいただいておりますので、本審議会は岡山県森林審議会運営規程第2条の規定による開催要件を満たしておりますことを御報告いたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

会議の運営は、岡山県森林審議会運営規程第2条の規定により、会長が議長となることと定められておりますので、小野会長に議長をお願いいたします。

小野会長には、議事の進行をよろしく願いいたします。

(小野会長は議長席へ移動)

議長 (会長あいさつ)

(小野会長) それでは、議長を務めさせていただきます。

議事が円滑に進行できますよう、皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

議 長 　　では、本日の森林審議会の議事録署名委員を指名したいと思います。
（小野会長）　池本委員と諸泉委員をお願いします。

池 本 委 員
諸 泉 委 員
（了 承）

議 長 　　なお、書記は事務局の小林主任をお願いします。
（小野会長）

事 務 局
（小林主任）
（了 承）

議 長 　　それでは、審議に入らせていただきます。
（小野会長）　議題（１）の岡山県知事から諮問がありました、「高梁川下流、旭川
及び吉井川地域森林計画の変更について」審議したいと思います。
事務局から説明してください。

事 務 局
（荒木副参事）
（「地域森林計画の変更）について」説明）

議 長 　　ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問はございませんか。
（小野会長）

千 葉 委 員　　森林の変動に伴う計画対象森林区域の変更の資料について、例えば
旭川では、写真に記載のある太陽光発電施設の面積と左側の太陽光発
電施設に係る転出面積の数字が違うが、付帯施設の面積が入っていな
いなどの理由で違っているのか。

事 務 局
（荒木副参事）　写真は代表的なものであり、その箇所に係る面積を記載しています。
転出面積は、他の箇所も含めて全体の面積を記載しています。

千 葉 委 員　　産業廃棄物施設では取付け道等、様々なものが含まれていると思う
が、太陽光発電ではパネルを置いているところの面積だけでなく、発
電した電気を供給する施設などを全て含めたものなのか。詳しい説明
をお願いします。

事 務 局
（荒木副参事）　箇所ごとの区域には、接続する道路や電力供給関係の施設、さらに
パネルの部分やパネル周辺のフェンス等がありますが、それらも含め
て開発面積としております。
転出に関しましては、開発面積全体のうち、現状が森林から森林以

外となる部分を転出面積としています。

千 葉 委 員 太陽光発電施設に関しては、太陽光パネルを置くところだけが注目
されますが、発電した電気を引っ張ってくる線などがあります。
そのあたりの審査がどうなっているのか説明をお願いします。

事 務 局 太陽光発電施設の場合は、林地開発許可制度において0.5ha以上の
(掛屋林政課長) 開発が許可案件となり、県で審査を行い、防災施設も含めて適切な設
備の計画ができているものに限って許可することになっています。

0.5ha以下の小規模なものは、市町村の開発条例や届出制度の中
で、防災施設も含めて審査をして届出を認めるといった流れになってい
ます。

旭川計画区で転出する産業廃棄物処理施設7.22haは、太陽光発
電施設ではないので、許可基準は1ha以上となりますが、県で審査を
行い、許可を得たものが、きちんと手続きを経て工事が完了した上で、
審議会にかけて森林区域以外に転用される流れになっています。

千 葉 委 員 わかりました。

議 長 この件につきまして、御意見も出つくしたようなので、お諮り致し
(小野会長) ます。

諮問事項の「高梁川下流、旭川及び吉井川地域森林計画の変更につ
いて」は、いずれも適当であると答申してよろしいでしょうか。

各 委 員 異議なし

議 長 異議なしということでしたので、「高梁川下流、旭川及び吉井川地
(小野会長) 域森林計画の変更について」は、「適当と認める」で答申をいたしま
す。

以上で審議事項を終了し、事務局にお返しします。

皆様の御協力によりまして、議事がとどこおりなく進みましたこと
に感謝を申し上げます。

ありがとうございました。

【その他（参考協議事項）】

事務局 それでは、続きまして「4 その他」の事項ですが、森林・林業関係
(大西総括参事) の話題事項としまして、「21 おかやま森林・林業ビジョンの見直し」
について、御説明させていただきます。

事務局 （「21 おかやま森林・林業ビジョンの見直し」（以下「ビジョン」）
(荒木副参事) について説明）

事務局 以上で事務局からの説明を終わります。
(大西総括参事) 委員の皆様から、何か御意見や御質問がありましたらお願いします。

千葉委員 森林・林業の姿がありますが、林業経営に適した人工林と、適さない
人工林というのはよく判るが、針広混交林の実態はどうか。
要するに、天然林とどう違うのか。針広混交林を区分しておく必要があるのか説明をお願いします。

事務局 現在、人工林としてスギ、ヒノキが植えられているが、ビジョンを抜本的
(掛屋林政課長) に見直した時に、林業経営に着目した森林区分として、林業経営に適
しているか、又は適していないかでゾーニングを行い、それぞれに沿った森
林施策を打ち出しています。

既存の道からの距離が遠い、傾斜が急である、土壌条件が悪い等、林業
経営に適していない人工林は、搬出するとコストが非常にかかるため、今
後は、間伐を繰り返し、広葉樹の成長を促すことで針広混交林へ誘導し、
将来的には管理手間のかからない森林として機能を維持していく方向性
としています。

千葉委員 おかやまの森整備公社はそのような方針をとり、列状間伐を行い、その
間に広葉樹を生育させるということで10年以上やっている。

実績としては、有用広葉樹と言われるものがなかなか入ってこない。

針広混交林とするのであれば、何かもう少し積極的に広葉樹を導入す
る施策が必要ではないか。

実態は、奥地で木は伐採できないし、伐採して販売しても利益が生まれ
なければ放置ということになってしまう。

林業経営には適していない、やればやるほど赤字が出るということに
なる。つまり、そういうところをどうするのかということが必要。

針広混交林ではなくて、もう少し実態に即した施策を考えないといけ
ない時期にきているのではないかと思います。

また、伐採した面積と新植した面積の割合はどのくらいになっているのか、どのように推移しているのか教えてください。

事務局 直近３年間の平均の再造林率は約２４％となっています。
(掛屋林政課長) 令和５年度は約３３％で、少しずつ再造林率が伸びている状況です。
令和２、３年のウッドショックにより外材が入ってこなくなり、国産材の需要が一気に高まり、原木価格が高騰した時期があり、その時は、旺盛な素材生産が行われ、一時的に再造林率が下がりましたが、その後、県が進めている少花粉苗木による再造林の支援をしっかりとやることによって再造林率も少しずつ上がっている状況です。
それでも３割程度なので、再造林を進めていく上では、その林業経営に適したところで再造林を重点化して進めていく必要があると思っています。

千葉委員 最近の雨の降り方とか、テレビで崩壊箇所の映像を見ていると、人工造林地が多く見られる。
森林の再利用を考えれば、平安時代から人工林を作ってきた国ですから、木材資源だけでなく、環境保全の面からも人工林の整備は非常に大事なことだと思っていますが、流木が住宅地の近くまで押し寄せている写真を見せられると人工林が悪の根源だと言われかねない。
針広混交林化するという言葉が使われていますが、もう一度場所ごとに、どのような森林が良いのか、どんな新植方法が良いのかを、もう少し大きな計画で立てておかないと、せっかく、林業を頑張っているのに、人工林が悪者にされるのではないかと危惧しています。

事務局 人工林の適正な管理としては、この地域森林計画や、市町村森林整備計画(掛屋林政課長)に基づいて計画的に整備することが森林法上の計画制度ですので、森林所有者等に森林経営計画を作成していただき、計画的な森林整備に繋げていくことが大事であると考えています。
素材生産業者が主伐した後、森林組合等による再造林に繋がっていない現状があることから、ビジョンの説明でも少し触れましたが、伐採と再造林の連携によって、確実な再造林を進める取り組みが必要であると考えており、大面積の皆伐跡地が残らないような対策を進めていく必要があると思っています。

千葉委員 民有林は私有財産ですから公的な制限は難しいですが、環境に関係するところは、公共という観点から何か公的な指導を森林計画の中に盛り込んでおく必要があるのではないかと思います。

事務局 所有者に自ら森林整備を促す政策誘導として、これまでも造林公共事業

(掛屋林政課長) 等を行っているところですが、令和元年度に森林経営管理法が創設され、所有者が自ら管理できない森林を市町村に預けて、それを意欲と能力のある林業経営者に再委託して経営管理を長期的に行う制度があります。

スタートして5年が経過しましたが、所有者不明の山を探し出すところで時間を要しておりますが、これらを林業経営者に再委託することにより、計画的な森林整備の中に個人が持っている山を移行し、森林整備に繋げていくところを進めております。

当然、ビジョンの中でも計画制度の推進によって、計画的な森林整備に繋げることを位置づけておりますので、引き続きそういった視点を踏まえながら進めたいと思います。

千葉委員 森林環境税が新しく創設されておりますが、国税ですので全国に配分されておりますが、人口割で配分しているため、森林の無いところに沢山配分されており矛盾が起こっている。

税制度の改正は地方自治体できるレベルではなく、国が作り直すべきだと思っておりますので、何か機会があれば国に意見を伝えてください。

三木(直)委員 針広混交林への誘導は、単に伐っただけでは広葉樹林へは誘導されないと思いますが、針広混交林化や広葉樹林化はビジョンにおいてどのような扱いとなっているのか教えてください。

事務局 (大西総括参事) 天然林は、人が積極的に手を加えなくても、安定した状態が保てるということで、ビジョンの中で広葉樹の施業については特段触れていませんが、森林機能の維持増進のため、ナラ枯れ被害木の駆除に対する助成や被害区域や被害の先端部を確認するための航空探査などの対策を行っています。

また、昨年、ヒノキの列状間伐の施行地で広葉樹等による植生の回復状況調査や広葉樹苗木の植栽などの実証を行っており、人工林の近くに広葉樹林があるなど、種子の供給源が近い場合は広葉樹が育っていましたが、大面積のスギ、ヒノキ林では種子の供給源が遠かったり、埋土種子も古い林分だと生えてこない場合も考えられることから、どのような対策が必要なのか、検討していく必要があると考えています。

三木(直)委員 周りに母樹があったとしても、ナラ類の木はドングリが転がってこないの、林分を作るのが難しいと思います。

針広混交林への誘導は、何らかの予算の投資をしないと森林の機能が発揮されないのではないかと思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

もう1点は、いわゆる里山の整備に関しては、バイオマスが非常に大きくなっていて、広葉樹材の利用や再生みたいなことは、どこに書いてある

のでしょうか。

事務局 お配りしております見直しの素案の24ページに、快適な里山林等の整備を位置づけしています。

具体的な施策として、上層木の伐りすかし、不用木や侵入竹の伐倒整理、郷土樹種の植栽などの森林の整備と木材を有効活用した木製ベンチや柵工等の簡易な施設の設置等を行って、快適な里山林整備を図りますといった内容としています。

こうした観点から、身近にある里山についても、手入れがされていないところは、地元の協力のもとで管理をしていくという考え方をビジョンの中で位置づけています。

三木(直)委員 わかりました。

諸泉委員 見直しの素案の7ページの山地災害の発生状況ですが、例えば人工林で多く発生しているなどといった特徴は、細かく把握されているのでしょうか。

また、調査する段階で、発生規模のような基準はあるのかを教えてください。

事務局 山地災害発生の発生箇所が人工林、天然林のいずれかについては、今、資料を持ち合わせておりませんが、どちらでも発生していると思われます。

発生件数は、復旧工事の必要がある場所であり、例えば、小さい規模でも、家裏とか公道の近くであれば件数として計上しています。山中で誰も近づくことのない箇所は件数に上がらないということで、規模だけではなく、人家の近くなどの復旧工事を要する場所と考えていただければと思います。

諸泉委員 ありがとうございました。

山名委員 9ページに参考で、民有林人工林1ha当たり蓄積がありますが、岡山県は43位で全国平均より低いということか。

事務局 人工林全体の順位で、スギ、ヒノキ以外も含まれますが、一般的にスギに比べてヒノキの蓄積量は少なく、岡山県は、ヒノキの割合が多いので、そういった要因が大きいと考えられます。

山名委員 ありがとうございました。
木材(丸太)の生産量が全国18位で、そのうちヒノキは全国4位とい

うことだが、人工林の蓄積との関係はどうか。

事務局 伐期に達した50年生程度のヒノキ林の1ha当たりの生産量は約400～500m³で、既存の人工林資源から十分な量が生産されていますが、人工林全体の平均になっていますので、275m³となっております。今後も、必要な木材をしっかりと供給できるよう、確実な再生林による持続的な林業経営を推進してまいります。

山名委員 はい、ありがとうございました。

山崎委員 森林経営管理制度について、新聞報道等にあるように、来年の通常国会に森林経営管理法の改正案を出すということで動いています。今回のビジョンは策定から5年経過したことによる見直しですが、仮に来年度、森林経営管理制度の内容が変わった場合には、ビジョンの見直しを行うのか。

事務局 国において、森林経営管理法の改正を検討していることは承知していますが、改正内容が提示されていない中で、来年の3月末の見直しを進めているところであり、今後、法改正の内容が本ビジョンの内容と大きく異なることがあれば見直しを検討する必要もあるとは思いますが、森林経営管理制度を推進するという方向性は変わらないと思いますので、運用の段階で柔軟に対応していくことが、現実的ではないかと考えています。

山崎委員 ありがとうございます。

事務局 委員の皆様には貴重なご意見ありがとうございました。これもちまして岡山県審議会を終了させていただきます。本日は長時間にわたりまして、御審議をいただき ありがとうございます。ありがとうございました。